

老人保健 からの お知らせ

■ 老人保健で医療を受ける人

- * 75歳以上の人
- * 一定の障害のある65歳以上の人
- * 昭和7年9月30日以前に生まれた人

■ 医療費負担限度額

まず個人ごとに外来の限度額Aを適用後、入院がある場合は入院分を加え、世帯内で合計して、限度額Bを適用します。

	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)A	外来+入院(世帯単位)B
一定以上所得者 ※1	2割	40,200円	42,300円+【実際にかかった医療費-361,500×1%】4回目以降 40,200円
一般	1割	12,000円	40,200円
住民税非課税Ⅱ ※2	1割	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ ※3	1割	8,000円	15,000円

- ※1 課税所得が年124万円以上の70歳以上の方または老人保健対象者がいる世帯。ただし、夫婦2人世帯などで年収が637万円未満、単身世帯で450万円未満の人は、申請により「一般」世帯となります。
- ※2 住民税が非課税の世帯
- ※3 住民税が非課税で、所得がゼロの世帯(例 単身世帯で年金65万円以下)

■ 高額医療費払い戻しの手続き

- 申請方法
役場より通知を受けたら、住民課窓口にて用意してある申請書に必要事項を記入して提出
・必要なもの：申請書(役場にありますが)、医療機関の領収書、保険証、印かん、銀行口座の番号(医療費をお返す口座)
 - 支給される時期 受診した月から約3~4か月後
 - 申請の時効 受診月の翌月から2年
- 注) 支給申請は代理の方でもできます。また、郵便での手続きも受付ますので、都合の悪い方は連絡ください。

■ 特定疾病の場合

- 下記の病気は、毎月の自己負担額が10,000円となっています。
- ①血友病
 - ②人工透析が必要な慢性腎不全
 - ③血液製剤に起因するHIV感染症

医療費が高額になったとき

高額医療費制度と自己負担限度額

一か月の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請をして認められれば、限度額を超えた分があとから払い戻されます。この限度額は医療を受けた方の世帯の所得、かかった医療費などにより異なります。

自己負担割合



1割 (一定以上所得者は2割)

老人保健高額医療費に関するお問い合わせは

岩室村
住民課 国保・老保係
☎ 82-5712

障害者手帳を お持ちの みなさんへ



お問い合わせ先
岩室村福祉保健課
介護福祉係
☎ 82-5725

■ 有料道路通行料金割引制度が改正されます。

これまでの割引証を利用した通行が廃止され、有効期間を記載する手続きを行った身体障害者手帳又は療育手帳のみで、割引の適用が受けられるようになります。(旧制度での通行は、平成16年5月31日までとなります。) また、ETCノンストップ走行を利用している割引制度が新設されます。
※割引証の交付を受けている方は、早めに手続きを行ってください。

■ 携帯電話の基本使用料等が割引されます。

障害者の更なる社会参加を支援しようと、携帯電話サービスを提供する各社では、基本使用料等を割引く制度を開始しました。この割引サービスを受けられるのは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人(1人1回線→契約に限る)です。

詳しいサービス内容や申込方法は、直接各事業者に行ってください。

- ・(株)NTTドコモ (0120-800-000)
 - ・KDDI(株) (0077-7111)
 - ・ボーダフォン(株) (0088-212000)
- ※各社とも、ホームページ上で、サービスの申し込みや各種手続きのご案内を行っています。

身体障害者補助犬法ができました

これにより、電車、バスなどの公共交通機関、役場、郵便局、公立の大学や美術館などの公共施設では、身体障害者補助犬の同伴が自由になりました。また、ホテル、レストラン、デパートなど、民間の施設でも、平成15年10月から身体障害者補助犬の同伴が自由になっています。

身体障害者補助犬ってどんな犬?

身体に障害をもつ人たちの日常生活の手助けをするために、特別な訓練を受けた犬で、次の3種類がいます。

- ・盲導犬…視覚に障害がある人の指示に従い、安全な歩行を手助けします。
- ・介助犬…手や足が不自由な人のために、物を拾い上げたり、着替えの手助けをします。
- ・聴導犬…聴覚に障害がある人のために、チャイムや電話の呼び出し音などを聞き分け、伝えます。

『身体障害者補助犬』に出会ったら

- ・身体障害者補助犬は、どの種類の補助犬なのかを表示しています。表示を付けている時は「お仕事中」です。いきなり触らないでください。
- ・犬には声をかけないでください。もし、興味を持ったら使用者に声をかけてみてください。
- ・咬んだりすることは絶対にありませんので、犬嫌いな方も怖がらないでください。



【お問い合わせ先】
新潟県福祉保健部障害福祉課
☎ 025-280-5212

藍綬褒章

受賞!



五十嵐和夫さん
(間瀬2区)

五十嵐さんは間瀬・願龍寺のご住職で、昭和2年生まれの76歳。昭和51年から現在まで、保護司として長年の更生保護事業に力を尽くされたことにより、今回の受賞となりました。

先月13日、法務省で褒章伝達の後、皇居の豊明殿で天皇陛下のお言葉をいただいた五十嵐さんは、保護司活動を振り返って「間瀬は昔ながらの温かな人柄が感じられる平穏な地区。とりあげて大きな問題となるものはありませんでした。ここは駐在所がありませんが、それだけこの穏やかさを象徴しているのだと思います。これは信仰心の厚さからくるのでしょうか。私にとっては幸せな環境でした。この仕事を通じて、人は、人とふれあうことが自分を育てる一番の場所なのだと感じています。今回このような賞をいただき、立派な先輩にたくさんのご指導をいただいたおかげと、本当に感謝の気持ちで一杯です。ありがとうございました。」と話してくださいました。